

一般社団法人

全国中小建設業協会

編集発行人 土志田 領司

〒104-0041 東京都中央区新富2-4-5

URL <http://www.zenchuken.or.jp/>

電話 03(5542)0331(代表) F A X 03(5542)0332

年頭所感

受注者の責務を認識、担い手確保へ

一致団結して難局に立ち向かう時



(一社)全国中小建設業協会

会長 松井 守夫

平成27年の年頭にあたり謹んで
ごあいさつを申し上げます。
会員のみなさま方におかれま
しては、平素より中小建設業の健全
な発展のため、当協会の活動に対
しまして特段のご理解とご協力を
賜り、心から厚く御礼を申し上げ
ます。

自然災害に対処する 地域の中小建設業

昨年は、異常気象による台風、
大雨、竜巻、大雪などによる災害
が、全国各地で頻繁に発生し、尊
い命や財産が奪われ、あらためて
自然の脅威と環境の変化を思い知
らされました。
当然のことながら地元の中小建
設業者の方々は、これらの災害が
発生した場合、地方公共団体と一

体となり、迅速に現場に駆けつけ、
命がけで巡視や災害復旧にあた
られ、また、建設資材の調達や労働
力の確保など、大変ご苦労されて
いることに頭が下がる思いです。
これを逃せば
後がないという覚悟で

現政権では公共工事の必要性が
叫ばれ、国民の生命・財産を守
るため、国土強靱化、防災・減
災、社会インフラ老朽化対策、
東日本大震災の復旧・復興に必要
なインフラ整備が進められ、また
一方、2020年の東京オリンピ
ック・パラリンピック関連施設の
整備などが待ったなしで迫って
おります。
また、担い手の確保・育成策と
して、社会保険未加入対策、設計



富士山

撮影 全中建京都事務局長 井藤忠氏

労務単価の大幅引き上げ、改正品
確法などの制定(担い手3法)、

建設産業活性化会議における工程
表等々と多くの施策が実現してい

「社会に奉仕する力強い地場産業」を掲げて

ることは、われわれ中小建設業に
とって大変ありがたいことであ
り、今度は、われわれ受注者が自
らの責務を深く認識して、これに
応える時と考え、これを逃せば後
がないとの覚悟で事にあたってい
るつもりであります。

安全・安心 雇用を守る

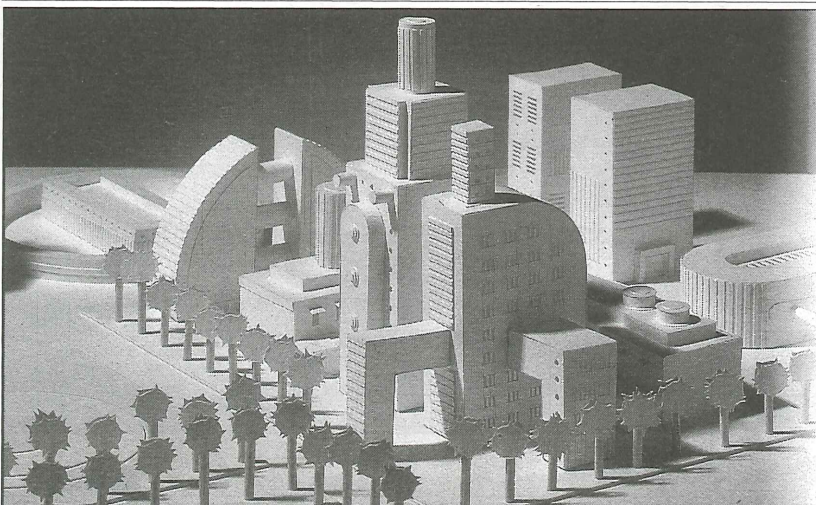
いまだ中小建設業をめぐる情勢
は非常に厳しいところであります
が、国土を守る建設業、特に地域
に根づく中小建設業の役割は重要
であると自負しております。

このような時こそ、一致団結し、
特に災害時にあつては地域住民の
先頭に立ち安全・安心を守り、
また、地域における主要産業とし
て雇用を守り、若者の入職促進や
技能・技術の伝承を図るなど「社
会に奉仕する力強い地場産業」と
して、その役割を果たしてまいり
ます。

地方公共団体への 要望活動を強化

われわれ地域の優良な中小建設
業が生き残るためには、10年以上
の安定的に持続した公共事業予算
の確保、工事発注の平準化、ダン
ピングの排除、歩切りの撤廃など
が必要不可欠でありますので、今
後も、政府など関係機関、特に中
小建設業は都道府県、市町村から
の受注が多いことから、地方公共
団体に対して、各会員団体ともど
もこれを強く要望してまいりま
す。

皆様におかれましては、全中建
に対してなおいっそうのご支援・
ご協力をお願い申し上げます。
最後に、今年こそ景気が好転す
る年でありますようお願いいたし
ますとともに、皆様方のご健勝と
さらなるご発展を、祈念申し上
げ、新春のごあいさつといたしま
す。



保証事業を通じて

安全で活力のある社会を創るための
お手伝いをしています



東日本建設業保証株式会社

〒104-8438 東京都中央区築地5-5-12

浜離宮建設プラザ TEL 03-3545-5120

<http://www.ejcs.co.jp/>

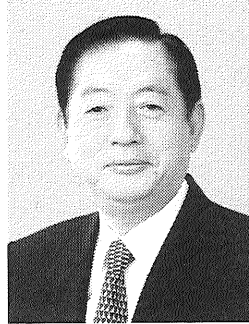
営業部 東京都中央区八丁堀2-5-1 TEL 03-3551-9511

東京建設会館2F FAX 0120-027-036

支 店 新宿・青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島・茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・神奈川・
山梨・長野・新潟・富山・石川・福井・静岡・愛知・岐阜・三重・大阪

新年のはじまりに当たって

国土交通大臣 太田 昭宏



平成27年の新春を迎え、謹んでご挨拶を申し上げます。

昨年末に第3次安倍内閣が成立し、引き続き国土交通大臣を拝命いたしました。本年も皆様のますますのご支援・ご協力をお願いいたします。

昨年は、8月に広島で甚大な土砂災害が、9月には御嶽山の噴火が発生するなど、多くの自然災害がございました。これらの災害により犠牲となられた方々とそのご家族に対して謹んで哀悼の意を表しますとともに、被害にあわれた方々に心よりお見舞い申し上げます。

また、東日本大震災については、

今なお約23万人の方々が避難生活を続けておられます。

安倍内閣は発足以来、「景気・経済の再生」「被災地の復興加速」「防災・減災をはじめとする危機管理」を重要課題の3本柱としてきました。さらに、個性を活かし、魅力あふれる元気で豊かな「地方の創生」も内閣の重要課題です。

私は、国土交通行政を預かるものとして、これらの内閣の重要課題について、目に見える形で発展した「未来」をお示しするとともに、施策の前進を「実感」していただけるよう、以下のような各般の施策を展開してまいります。

我が国は人口減少や少子化、高齢化の進展、巨大災害の切迫などの課題に直面しており、これらに適切に対応していくためには、中長期的な視点で取り組むことが必要です。

その際には、昨年7月に公表した「国土のグランドデザイン2050」

目に見える形で発展した「未来」を示す

50「対流促進型国土の形成」で掲げた「コンパクト・プラス・ネットワーク」という考え方を、そのベースに据えていかなければなりません。この「国土のグランドデザイン2050」を具体化する

ため、次の3つの長期計画の策定・見直しに取り組んでまいります。まずは「国土形成計画」です。

この計画では「コンパクト・プラス・ネットワーク」により、地域

の多様な個性に磨きをかけ、地域間の対流を生み出す「対流促進型国土」を築くとともに、複数の地

域間の連携による人・モノ・情報の交流を促進する地域づくりを旨とします。今後、幅広く関係者から御意見を伺いながら、全国計画については夏頃のとおりまとめに

向け議論を深めてまいります。「社会資本整備重点計画」の見直しを進めてまいります。その際

には、インフラ老朽化、巨大地震、激甚化する気象災害、人口減少に伴う地方の疲弊、激化する国際競争といった切迫する危機への対応を図ることが重要です。この計画の見直しを通じて、必要となる担い手を確保し、中長期的な見通しを

持った計画的な社会資本整備を進めてまいります。交通の分野では、「昨年の臨時国会で成立した「交通政策基本法」に基づき、昨年「交通政策基本計画」の策定に着手いたしました

。この計画には、我が国が直面する課題である、日常生活等に必要な交通手段の確保、国際競争力の強化、大規模災害への対応等につ

いて、政府を挙げて長期的な観点から取り組むべき施策を盛り込むこととしており、本年初頭にも

決定してまいります。また、同計画を着実に推進することにより、我が国が直面する経済社会面の大きな変化に的確に対応し、将来に

わたって国民生活の向上と我が国の発展をしっかりと支えることができる交通体系を構築してまいります。

我が国の社会資本は、高度成長期以降に集中的に整備され、今後

老朽化対策が必要となる施設が急速に増加すると見込まれていきます。そこで、国民の安全・安心の確保、トータルコストの縮減・平準化、メンテナンス産業の競争力確

保を実現するため、関係省庁に先駆けて昨年5月に国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画)を策定いたしました。この計画に基づき、点検・診断や修繕・更新の

実施、情報基盤の整備・活用、個別施設の長寿命化計画の策定、新技術の開発・導入、地方公共団体への技術的支援等の体制構築等を

確実に実行してまいります。また、コンパクトシティの形成を推進するとともに、地域の公共

交通網の再構築を図るため、昨年の通常国会で改正された都市再生特別措置法と地域公共交通活性化

再生法を踏まえ、現場でのまちづくりを進めてまいります。さらに、人口減少・少子高齢化

社会においても、個性をもった都市が交通ネットワークにより連携することにより、一定の圏域人口

を維持し、「地域経済のけん引」「高次の都市機能の強化・集積」及び「生活関連サービスの向上」を担う都市圏の形成を図ることも重要と考えております。今後さら

に検討を進め、改定する国土形成計画に位置づけることにより、関係省庁とも連携し、活力ある経済・

生活圏の形成に向けたより効率的な施策を構築してまいります。現場力こそが日本の底力です。「技術立国・日本」「人材立国・日本」の強みを維持していくことが、これからの日本の成長の鍵を握っています。

一昨年、16年ぶりに公共工事の労務単価を引き上げ、あわせて建設業団体へ適正な水準の賃金を支払うよう要請するなど建設現場で働く人の処遇改善を推進してまいりました。若者が誇りをもって働ける環境整備や、「ドボジョ」「けんせつ小町」「トラガール」と呼ばれる現場で働く女性の支援も推進してまいりました。

今後、建設業など「地域の現場を支える技能人材」を将来にわたって確保・育成していくために、技能労働者の処遇改善や人材育成、女性の活躍できる環境づくり、現場の効率化や生産性向上など、官民一体で総合的な対策を推進してまいります。

新しい年が皆様方にとりまして希望に満ちた、大いなる発展の年になりますことを祈念いたします。

維持できる、若い人が入ってくる、技術力も担保できる、そういう方向に向かうよう、発注者も受注者も一緒に頑張ってい

けることが重要です。この計画の推進を通じて、必要となる担い手を確保し、中長期的な見通しを

維持できる、若い人が入ってくる、技術力も担保できる、そういう方向に向かうよう、発注者も受注者も一緒に頑張ってい

けることが重要です。この計画の推進を通じて、必要となる担い手を確保し、中長期的な見通しを

維持できる、若い人が入ってくる、技術力も担保できる、そういう方向に向かうよう、発注者も受注者も一緒に頑張ってい

けることが重要です。この計画の推進を通じて、必要となる担い手を確保し、中長期的な見通しを

維持できる、若い人が入ってくる、技術力も担保できる、そういう方向に向かうよう、発注者も受注者も一緒に頑張ってい

脇 参院議員



全中建設の若手経営者部の会合後に開かれた懇親会で脇雅史参院議員は次のように語った。

消費税を引き上げたあと、駆け込み需要の反動が起きるので、100で手

27年度公共事業予算と担い手3法について語る

現状維持ではなく増額を

当てをしないと次の引き上げができないというところを主張してきた。5兆円規模の財政出動をすれば、景気が減速することはない。それを踏まえて、平成27年度の公共事業予算は現状維持ではなく、増額と

なりたい。担い手3法の改正が整い、実行に移る段階にな

公共工事の継続確保を

松井会長らが自民党に要望

全国中小建設業協会の松井守夫会長と豊田剛副会長は平成26年10月30日、東京・永田町の自民党で行われた同党の国土

政策懇談会に出席、正

を要望した。一、今後の公共事業予算は、最低10年以上継続した額を確保する。二、現在

の工期は年次で集中しているの

で、工事発注の平準

化を図る。長期的見通しのある取り組みは、安定した経営と地域の雇用確保を可能とする。

一、歩切りの完全撤廃に向け、今後とも改正品確法の適正な実行を図る。

一、中小企業の事業承継の円滑化を図るため、特定事業用宅地等、取引相場のない中小企業の株式のさらなる緩和を行う。

一、法人事業税の外形標準課税について、引き続き中小企業に対しては適用除外とする。

条件明示から設計変更まで 公共土木工事に関する具体事例が満載! 平成26年7月発行

Public Works Contract Change Actual
木下 誠也 編著
A5判 420頁
定価4,860円 (本体4,500円+税)
受発注者のための設計変更と工期設定
◆ 土木工事の契約変更で必要とされる情報を網羅
◆ 様々な場面の事例を知識と経験豊かな執筆陣がわかりやすく解説
◆ 米国の契約変更と紛争事例も収録
推薦します
本書は、受発注者双方にとって、請負契約の運用の実態とその特徴を理解する上で、極めて意義の大きい図書となっている。
東京大学大学院工学系研究科 教授 小澤 一雅
執筆者一覧
木下 誠也 (編著) 日本大学生産工学部土木工学科 教授
笠本 信一 一般社団法人 国際建設技術協会 技術顧問
桑原 茂雄 株式会社 浅沼組 本社土木事業本部 企画部長
和田 祐二 一般財団法人 経済調査会 技術顧問

お申し込み・お問い合わせは
一般財団法人 経済調査会 業務部
〒104-0061 東京都中央区銀座5-13-16 東銀座三井ビル
0120-019-291 FAX 03-3543-1904
詳細・無料体験版・ご購入はこちら!
Bookけんせつ Plaza (検索)

「なるほど!」を引き出す。

平成26年度版では新設4工種、改定11工種の大幅な内容の見直しが行われた「国土交通省土木工事積算基準」。また、近年全国で導入が進められている施工パッケージ型積算方式についての解説もなされています。これをより具体的に、わかりやすく説明したのが「土木工事積算基準マニュアル」。あなたの「わからない」を「なるほど!」に変える1冊です。
平成26年度版
土木工事積算基準マニュアル
B5判 / 10,200円+税
一般財団法人 建設物価調査会
詳しくはウェブで
建設物価 Book Store 検索

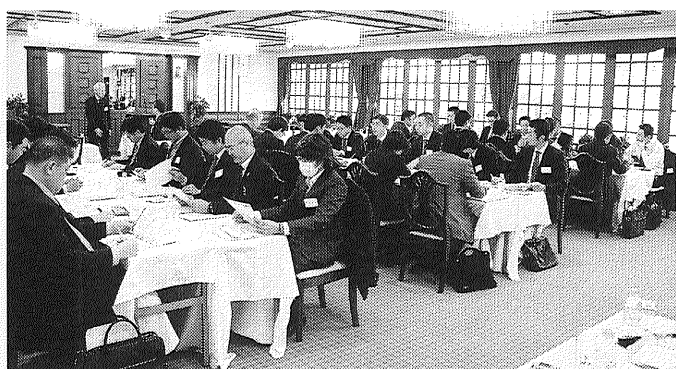
3テーマでグループディスカッション

新部会長に細沼順人氏(東京)

平成26年度全中建若手経営者部会(佐藤伸二部会長)が11月18日、東京・竹橋のKKRホテル東京に全国から若手経営者の会の代表35名が参加して開催された。田中危機管理広報事務所の田中正博代表取締役社長が「企業における危機管理」をテーマに講演したあと、参加者が3グループに分かれてディスカッションを行った。

全中建若手経営者部会

同日は、松井守夫会長、小野徹、土志田領司副副会長が出席。冒頭、松井会長「建設業界は明るい方向に向かっていく。12月に総選挙が行われるが、全中建としては自公政権を全面的に支援していく。26年度も全国7地区で意見交換会を開催して、会員の生の声を聞いて行政に反映していく。本日も国土交通省の幹部に会い、10年以上の安定的な予算の確保、工事発注の平準化、歩切りの撤廃を強く要望してきた。特に歩切りは、全中建が先頭になって提起しておき、改正品確法の規定に違反と明記されたので、それを地方自治体に浸透するように努力する。また、ダンピングも後を絶たない。心を1つにしてこの解決を図らないといけない。優良な中小建設業者が生き残り、地域住民の安全・安心と雇用を守る社会に奉仕する力強い地場産業の役割を果たしていく」とあいさつした。



佐藤部会長が「若い世代がネットワークでつながって情報交換して、互いに切磋琢磨してきた」と述べたうえで「新しい部会長のもとで、新しい施策を行ってほしい」とあいさつした。



佐藤部会長

若手の入職については「70代の土木作業員がい」など高齢化が進んでいる。工業高校の土木・建築を卒業して就職した生徒のうち、建設業界に就職したのは10%程度に過ぎない。製造業やサービス業に就職している「これまで地方から採用できたが、26年は地元求人があるため、採用できない」といった現状が報告された。

そのうえで若手採用のための改善策として給与アップと休暇取得が前提になるという意見が出された。この一方で「若手」の給与をアップすれば中堅の30、40代とのギャップが生じる」との問題点も指摘されたが、「何とか若手の人材を確保しないと企業の将来がない」と報告した。

歩切りについては「県段階では実施していない。市町村の一部では実施していると思われるが、それでも4〜5年前に比べると少なくなっている」と報告。問題点として出されたのが設計事務所の設計士が金銭面で積算するケース。設計事務所の設定した単価のチェック体制の整備を求めた。また、歩切りの申告とそれを専門に受け付ける窓口の設置を提案した。

最低制限価格制度などについては「基準価格は予定価格の平均88〜89%に設定されている。予定価格の事前公表は多くの自治体で実施している」と報告。問題点として「設計事務所の設計士が金銭面で積算するケース。設計事務所の設定した単価のチェック体制の整備を求めた。また、歩切りの申告とそれを専門に受け付ける窓口の設置を提案した。」

同日は会議のあと、同所で協賛の佐藤信秋氏、参院議員、国土省幹部を招いて懇親会を開催した(2面参照)。

このあと田中社長が「企業における危機管理」——経営幹部の必須知識と心得——をテーマに講演した(下欄参照)。

田中正博代表取締役社長は「前回は、前例と慣行が危機を招く。どこまでも行ける」という業界の「前例と慣行」に「前任者からの申し送り事項」には違反性が潜んでいる。見ざる聞かざる言わざるの三猿主義や言わないことしよつという人間関係のしがらみと誤った仲間意識が危ない。おかしいことを「おかしい」と言にくい職場風土も問題だ。次に組織危機の予防に重要なのは「知識」より「意識」だ。「ちょっと変だな」「大丈夫かな」という意識、「誰かが見ている」「見られている」という意識、危機管理は「自分の生活を守る」「自己管理」という意識の3つが特に大事。無知からコンプライアンス違反を犯す者は少ない。「誰も見ていない」という悪魔のささやきに負ける。しかし、作業員が現場を見ている。それをインターネットで大きく引き上げることは難しい」とあいさつした。

同日は会議のあと、同所で協賛の佐藤信秋氏、参院議員、国土省幹部を招いて懇親会を開催した(2面参照)。

同日は会議のあと、同所で協賛の佐藤信秋氏、参院議員、国土省幹部を招いて懇親会を開催した(2面参照)。

同日は会議のあと、同所で協賛の佐藤信秋氏、参院議員、国土省幹部を招いて懇親会を開催した(2面参照)。

田中正博代表取締役社長は「前回は、前例と慣行が危機を招く。どこまでも行ける」という業界の「前例と慣行」に「前任者からの申し送り事項」には違反性が潜んでいる。見ざる聞かざる言わざるの三猿主義や言わないことしよつという人間関係のしがらみと誤った仲間意識が危ない。おかしいことを「おかしい」と言にくい職場風土も問題だ。次に組織危機の予防に重要なのは「知識」より「意識」だ。「ちょっと変だな」「大丈夫かな」という意識、「誰かが見ている」「見られている」という意識、危機管理は「自分の生活を守る」「自己管理」という意識の3つが特に大事。無知からコンプライアンス違反を犯す者は少ない。「誰も見ていない」という悪魔のささやきに負ける。しかし、作業員が現場を見ている。それをインターネットで大きく引き上げることは難しい」とあいさつした。

同日は会議のあと、同所で協賛の佐藤信秋氏、参院議員、国土省幹部を招いて懇親会を開催した(2面参照)。

同日は会議のあと、同所で協賛の佐藤信秋氏、参院議員、国土省幹部を招いて懇親会を開催した(2面参照)。

同日は会議のあと、同所で協賛の佐藤信秋氏、参院議員、国土省幹部を招いて懇親会を開催した(2面参照)。

同日は会議のあと、同所で協賛の佐藤信秋氏、参院議員、国土省幹部を招いて懇親会を開催した(2面参照)。

会員のための福祉制度

全中建災害共済制度

安い掛金で大きな保障が得られ、24時間保障です。

○例えば、次のようなケースで実際に入院給付金をお支払いしております。

- (例)・自転車で転んでケガをして入院した。
- ・自宅で作業中に誤って指をケガして入院した。
- ・学校の運動会で転倒して入院した。
- ・休日に歩行中、オートバイに接触しケガをして入院した。

本制度のお問い合わせは全中建事務局まで。
TEL.03-5542-0331

朝日生命

全中建会員企業の皆様へ

中小建設業者災害補償制度

へのご加入をおすすめします

新制度「第三者賠償責任保険[総合]」を完結しました(2014.4〜)

現在、全国で多数の会員企業の皆様が加入されており、「不測の事故時の会社経営安定」と「従業員の福利厚生の一環」として大変役立っております。

- 大きな割引が適用されます。(本制度最大のメリットです。)
- 法定外労災補償保険(労働災害総合保険) : 約70.3%割引
- 第三者賠償責任保険(請負業者賠償責任保険) : 約30〜50%割引
- 法定外労災補償保険は「経営事項審査」の加点評価になります。

MS&AD 三井住友海上火災保険株式会社

いまがその実行のとき

改正品確法（公共工事の品質確保の促進に関する法律）の本格的な運用がいよいよ始まる。公共工事の発注の方法、仕組みが大幅に改善される」とが期待されている。そこで、品確法の改正作業

を中心となつて担ってきた自民党の佐藤信秋参院議員と松井守夫会長に品確法の目的、意義などについて語ってもらった。司会は土志田領司副会長・広報委員長。

土志田 改正品確法が平成26年6月に施行になり、建設業界が長年課題として取り上げ、改善を要望してきた問題の解決へ向けての道筋が見えてきた。まず品確法を改正するに至った背景、苦勞されたことなどをうかがいたい。

デフレは建設業の売上げ減が原因

佐藤 建設業は、故郷の守り手、担い手であるといことがベースになっている。普段から地元雇用を支え、インフラの整備・管理を担い、いざという時の災害にも対応している。地元にいる建設業の皆さんが大活躍をしている。

その建設業が疲弊してきた。どうしたらいのか、ここが出发点だった。その疲弊を招いた原因は何か。当然のことだが、この15年間に建設業の売上げが半分に落ち込んだことにある。80兆円あった建設投資の総額が40兆円余まで落ち込み、40兆円も減少した。

この数字は、この間のGDPの減少分にはほぼ相当する。GDPは約50兆円減っているが、そのうちの40兆円が建設投資

ということになる。したがって、日本のデフレの原因は建設業の売上げが減ったことにあるといえる。

同時に、640万人いた建設業の就業者は、140～150万人も減少した。若者が入職してこず、作業員の平均年齢も10歳程度高くなり、55歳以上の高齢者が多くなった。このように疲弊した建設業をどのように再生するか出发点だった。

公共投資削減が安全安心を危うくした

佐藤 問題は2つあって、1つは量的な問題だ。建設業の総売上げ高が半分に落ち込んだ。公共投資を半分にけずったから出た。公共投資を削減すると民間投資も出てこない。例えば、高速道路のインターチェンジ計画が5年後に完成するとなると、その周辺の開発が進む。道路の幅、耐震のための建築物の建て替え、水没する地区の治水対策などを進めると、周辺開発も進むことになる。

公共投資が減少すると民間投資も減るという関係があり、建設業の総売上げが

落ち込んだ。そして、働く人たちが減少し、経営者も赤字で苦勞する。これをどう解決するかがいちばんのベースだが、量的な問題は、これ以上、公共投資を削減するわけにはいかない。これからはけずられすぎた公共投資を少しずつでも取り戻していく。そのために防災・減災対策、国土強靱化法がある。

計画的に整備・管理をしつかり行わないと、日本のインフラがだめになる。同時に、建設業も疲弊していく。15年、20年先までしっかりと未来への投資を拡充していかないと、子どもや孫に安全・安心な国土、故郷が残せない。これが1つ。

適正な利潤を得て担い手を育成・確保

佐藤 もう1つは、安ければいいではダメ。仕事が少ない、公共工事をやっても利益が出ない、赤字になるといこと。これは質の問題である。経営者には利益をあげてもらわなければならない。働く人たちの賃金を上げる、というより元の水準に戻せといこと。賃金は3割以上減少している。設計上の労働単価を減らすから、単価全体が安くなる。

しかも、100円かかるといって80円、90円で落札する。それで赤字になる。デフレスパイラルに陥って経営者も働いてる人も厳しい状況に追い込まれた。この質の問題を解決しないといけなくなつた。

量では、国民の皆さんに防災・減災、インフラの老朽化対策、国土強靱化が大事であること、子どもや孫のために未来への投資を行い、良質なインフラを残すことについて理解を得る。

一方、質のほうは公共工事の受注者が利益を

参院議員

佐藤 信秋氏

建設業は故郷の守り手、担い手

出して働いている人たちの賃金を上げられるように、良い循環に戻していかなければならない。この質の問題は、品確法を改正して担い手を育成・確保するために適正な利潤を確保してもらわないと解決しない。そこがベースになっている。

長い間、建設業の皆さんに苦勞をかけたが、ようやく国民も頑張っていることを分かってくれて、質を確保する枠組みをつくって、きちんとやっていたかなければいけない。それが背景だ。

松井 公共事業は平成7～8年がピークで、現在はその4～5割の水準にあり、大幅に減少した。この間に多くの仲間が廃業・倒産の憂き目に遭っている。

私の地元の愛知県土木研究会も、450社いた会員がこの10年間で100社も減った。そのため、小さな村では建設業者がいなくなつてしまひ、災害時に遠方から駆けつけない対応できないという悲惨な状況になった。地域の安全・安心はわれわれが何としても守ると考えているので、事業量をせひとも確保していたきたい。

佐藤 警察官、消防士、自衛隊員は全国で計66万人いる。建設業は数が減って高齢化したとはいえ、500万人の就業者がいる。故郷は建設業がいて、はじめて守ることができる。地元の雇用も支えている。

地方創生とは、建設業の活躍の場が確保されて、雇用を支えることができることだ。建設業がなくなれば人が住めなくなる。

土志田 改正品確法の最大のポイントはどこにあるか。

まず安ければいいという発想を変える

佐藤 最大のポイントは、まず発注者に公共工事は安ければいいという発想を変えてもらうことだ。そして、経営者は適正な利潤を確保して働く人たちの労働条件、労働環境を改善していく。その動きを公共事業から始めないと、建設業全体が良くならない。それが発注者の使命といことである。

経営者は利益を上げてください。働いている人たちの賃金や賞与を上げてくだ

さい。安全に仕事をしてください。そして、魅力ある産業に戻していく。若い人が入ってきて、担い手を確保・育成ができる産業にしてください。そのためには公共工事から直していきたいと思います。

土志田 品確法によって予定価格の上限拘束性がなくなったという論調があるが、利潤の確保がうたわれたことで、それが逆にわれわれに課題を課した。

佐藤 予定価格の上限拘束性は廃止した。予定価格の上限拘束性は予算制度と連動した仕組みだ。廃止の前の一歩として、官の積算では100円であっても、実際に仕事を行う業者が110円かかるという場合には、事後ではなく、工費と工期がどの程度かかるか、発注者はできるだけ事前に建設業界と相談するようにする。

それと入札不調・不落の場合は、発注者が考えた工費・工期では仕事ができないうことなので、発注者にできるだけ短い期間で積算を直してもらう。そのためには見積もりを徴収するなどの仕組みを改正品確法の中に入れた。

大きな工事、小さな工事を問わず、発注者が見積もった工費・工期ではできないという場合が多い。したがって、やがて予算の仕組みを少しずつ変えていく。当初の予算に余裕をもたせた金額を設定するようにする。それでも不調・不落になった場合、次の手をどうするか。そこは予算の仕組みそのものを直していこうと思うが、現実には応用動作をやってももらっているの、そこをきちんとしてもらう。それが第2段階になる。

第1段階の措置として、不調・不落の場合、見積もり徴収して早い時点で再入札する。そういうことを改正品確法の中に入れた。これの運用が始まると、やがて予算そのものの仕組みを問いかけていけるようにしようと考えている。

発注者が事前に段取りを含めて積算をどこまで正確にできるか。現地の地形が複雑だとか、災害対応の緊急工事などの際に標準的な段取りができない工事などがあつても出てくる。そういう場合、発注者が自分ですべて把握できると思わないで、受注者の意見を聞きながら進

める。そういうことを繰り返しながら、予定価格の上限拘束性は間尺に合わないといことと、次の段階で直していきたいと思っている。

当面は法律に書いてあることをきちんと運用し、「この予算しかないのだからやってくれたい。変更は認めません」といことを言わなくて、結果として請負った受注者がきちんと利潤をあげられるようにすることを発注者の責務とした。発注者責任として、発注者が受注者の利潤確保を考えないといけないといことだ。

仕事がないときの賃金をきちんと評価

松井 適正な利潤の確保を契約の相手方が配慮しなければならぬという規定が盛り込まれた改正品確法ができたといことは、極めて画期的なことだと思つている。国土交通省の担当者は、議員立法だからできたと言っていた。しかも、与野党が賛成して成立したという意味合いは大きい。この法律が市町村まで浸透し、その趣旨に沿った運用が確実に行われることを期待している。

土志田 われわれ中小建設業は、雇用労働者を多く抱えているので社会保険に加入している。1次下請はわれわれが管理しているが、2次下請以下は1次が加入を勧奨している。会社が保険料を半分負担するのだから加入するようになっている。労働者は無駄だといつてなかなか応じてくれない。特に建築工事は下請次第や下請業者の数が多いため、加入してもらつたためにはどうすればいいか相談を受けることが多い。有効な方策はないか困っている。

佐藤 社会保険への加入は大きな問題だ。逐次改善していかなければならない。3年前、国の公共工事では5年以内の社会保険への全員加入を目指して動き出した。そのとき、まず「適正な労働賃金を国が考えないといけない。単に社会保険に加入しないと公共工事に参加させないではなく、実態を調べたうえで、このくらいは労働者の本人負担分として労働単価に組み入れる。それと、会社負担分も発注者が負担することから始めないといけない」と思つた。

新春対談

担い手3法に込めた期待



(一社)全国中小建設業協会副会長
広報委員長
土志田 領司



(一社)全国中小建設業協会会長
松井 守夫

平成25年度の設計労務単価を全国平均で15%引き上げた。そのうちの5%は社会保険の本人負担分である。どういふことかというところ、調査した労務単価の中には、3分の1を占める社会保険未加入者の労務費が含まれている。未加入者に入社してもらうためには、その分の費用を上乗せして支払わないといけない。社会保険の本人負担分の保険料は15%程度なので、3分の1の未加入者分としての5%だ。5%は社会保険に加入するために政策的にプラスした労務費である。残りの10%は実勢を反映させ、割り増し分として加えた数値である。降雪時や4～6月の年度当初には手待ちが多く発生する。そうした実態をふまえると、仕事がない場合でも経営者は労働者に賃金を支払っている実態があるわけだから、仕事がないときの割り増しが必要になる。その割り増し分として25年度は10%。それと、社会保険への本人負担分5%とあわせて15%となった。

まず基本の大半はこつしながら、実態

工期と納期の平準化は発注者の責務

土志田 次に、平準化の問題をつかいたい。佐藤先生は全中建の会議で「建設業は年間、12カ月働いていない。12分の8くらいしか働かない地域もある。それなのに、担い手が不足している。こ

としてどの程度ほんとうに社会保険に加入しているのか。徐々に普及するようになり、普及しないといけない。普及しないが、普及しないことで、さらに評価すべき単価を上げていくことができないと思う。

から変えないといけない」と発言された。全中建は25年度から全国で意見交換会を開いているが、その際に平準化を求める声が多く出されている。この問題をどう考えていいか。

佐藤 工期と納期を平準化するということだ。公共工事の場合、予算は単年度主義だから、10月に発注しても翌年の3月末完成という工事が多い。無理しても完成してほしいと言われる。

公共工事は、4～6月は発注準備というところで発注されない。これがそもそもおかしい。十分な工期をとって3月末までに工事が終わるのならば、多くの場合、かなり無理して3月末に間に合わせる。しかも、4～6月は手持ちになる。予算の単年度主義の弊害である。単年度主義をどう変えるか。これは公共事業を含めて予算全体の議論である。が、せめて公共工事だけでも運用を改め、例えば、10月に発注して工期が本来10カ月かかるのなら、翌年3月末ではなく、翌年8月までの工期とするようにする。

完成した品物であるテレビや自動車を購入する一般の公共調達と異なり、公共工事は一品生産で相応の工費と工期がかかる。しかも、その工費と工期が変動している。そのうえ、予算の単年度主義によって、年度内に完成したものを売ってしまう仕組みになっている。そこは、公共工事の特殊性として工夫していかないとけない。これには私も常々問題意識をもっている。工費と工期を運動させ、そして、工期と納期を平準化させる。仮に10月かかるものを6カ月で完成させるとなると、工費が増える。しかも、その工期でできるとは限らない。自然条件もある。このため、無理のない発注をしなければならぬ。受注者に無理を強要するよきな発注は直さなければならぬ。

そのため、12カ月間、1年を通じて仕事の波が平準的になるように努力する。このことは発注者にしかできない。最近特に発注に要する時間、時間がかかるようになった。公告から入札まで2～3カ月かかる。それを考えながら、工期と納期を平準化して、仕事がきちんとできるよきにするのが発注者の責任である。

それも含めて、適正な利潤を確保できるよきにするのを改正品確法では「発注者の責務」とした。会計法などの法律を改正するところまでではないが、いまでできることを検討してもらっている。往々にして8～9月に発注する。実質の工期は10カ月だが、年度予算なので3月末工期の無理な契約を行う。受注者も無理をする。適正な工費と工期ならば、年度をまたがることになる。こういう場合は、発注する段階で最初から、発注者と受注者がお互いに10カ月かかるものは10カ月かかるという契約ができるよき、検討してもらっている。非常に大事な問題だと思っている。

松井 3月末工期にはたいへん厳しい意見が出されている。発注者の担当者は3月に入っても土・日は休んでいるが、年が明けて1月になると現場は休めない。また、事故が多くなるおそれもある。4～6月まで施工できれば、工期に余裕ができて休日が増える。端境期対策にもなり、経営も楽になるといった声が寄せられている。ぜひ年度をまたぐ工期設定が行えるよきをお願いしたい。

雇用を守りつつ災害にも対応

適正な利潤の確保に発注者が責任をもつ

佐藤 品質確保のためには、適正工期、適正価格で施工しないとお互いにやっているとけない。適正価格とは何かといえ、積算価格である。本来100円かかるものは標準的に100円かかる。だから、せめて95円とか96円で受注しないと、品質確保も経営も成り立たない。この場合、一般管理費は10%程度を積算できている。

私が現役当時、一般管理費がいくら残せているかを調査してもらったところ、落札率100%近くの工事でも一般管理費0%と一般管理費20%の工事がほぼ同じ割合だった。一般管理費0%では会社はやっていけない。それでも、ときどき20%の工事が受注できれば会社は継続できる。

ところが、ある時期からパイが小さくなり、競争してくださる、安ければ安いほどいいという人たちが現れ、競争が底なしになって70円、80円で受注するよきになった。皆がそれをやったので、デフレになって経営が成り立たなくなった。問題はここだ。本来は100円前後で

全中建の会員がまさに地域の担い手

土志田 それが「受注者の責務」だ。脇雅史先生、佐藤先生は建設業にとってなくてはならない神のような存在だ。最後に全中建に対する期待、叱咤激励をつかがたい。

佐藤 地域を守り、故郷を守る。言い換えれば、雇用を守りながら災害にも対応する。その前線が全中建の皆さんだ。国土の強靱化、防災・減災の担い手は、地域のいろいろな手当てをこまめに行っている人たちが、まさにその担い手が全中建の皆さんだ。

ある知事が大震災の後2か月ほどして、私のところに来た。自分の県でがけ崩れなど危ない箇所を何とかしようという考えだったが、結局は、こまめに地域、

地域で手当てをするしかないと言っていた。というところを考えると、この担い手はまさに全中建だ。雇用を支え、地元にいるから災害に対応できる。いちばんの中核部隊だ。建設業の担い手イコール国土、故郷の守り手である。皆さんの活動を見ながら、それが最も大事なことだと思っている。それを前提に品確法の改正を組み立てた。

土志田 全中建会員は直用の作業員を抱えている。大手企業は技術者を抱えているが、直用部隊はいない。いざ鎌倉というとき、災害対応ができるのは全中建の会員だ。全中建の会員が全国に広がっていないと故郷は守れない。

全中建会員に何らかのインセンティブを与えてほしいという意見もある。

佐藤 地方公共団体と防災協定をきちんと結んでいくという方法もある。それを発注者がしっかり評価する。

繰り返しになるが、仕事がないとき、どうするか。経営者はその間も働いている人たちに賃金を支払っているわけだから、その分の労務費をどれだけ割り増しにするかが問題だ。その割り増し分をきちんと積算に反映していけば、労務費はもっと上がるというか、元の水準に戻していくことができると思う。それを(平成26年の)12月末までにやりたいと思っていたが、このよき状況(衆院選挙)なので、ずれ込むが、割り増し分を増やさなければならぬと考えている。

積算システムは50年以上前からのものが基本だ。当時は1日当たりの単価でやれたが、いまは違つ。仕事がないときどうするか。割り増しを含めて、働いている人が普段やっていることをきちんと評価することが大事だ。

松井 おかげさまで、公共工事の質の問題は担い手3法によって改善が進むと思うが、もつ1つ、量の問題は国土強靱化法があるといえ、やはり不安が残る。先生は、予算の確保は毎年が勝負と発言しているが、われわれも量の確保に向けて、一丸となって取り組む。こちらもよろしく願いたい。

土志田 本日はどうもありがとうございます。建設業が健全な経営を維持し、発展できるよき引き続き、支援賜りますよきお願いいたします。

地域で手当てをするしかないと言っていた。というところを考えると、この担い手はまさに全中建だ。雇用を支え、地元にいるから災害に対応できる。いちばんの中核部隊だ。建設業の担い手イコール国土、故郷の守り手である。皆さんの活動を見ながら、それが最も大事なことだと思っている。それを前提に品確法の改正を組み立てた。

土志田 全中建会員は直用の作業員を抱えている。大手企業は技術者を抱えているが、直用部隊はいない。いざ鎌倉というとき、災害対応ができるのは全中建の会員だ。全中建の会員が全国に広がっていないと故郷は守れない。

全中建会員に何らかのインセンティブを与えてほしいという意見もある。

佐藤 地方公共団体と防災協定をきちんと結んでいくという方法もある。それを発注者がしっかり評価する。

繰り返しになるが、仕事がないとき、どうするか。経営者はその間も働いている人たちに賃金を支払っているわけだから、その分の労務費をどれだけ割り増しにするかが問題だ。その割り増し分をきちんと積算に反映していけば、労務費はもっと上がるというか、元の水準に戻していくことができると思う。それを(平成26年の)12月末までにやりたいと思っていたが、このよき状況(衆院選挙)なので、ずれ込むが、割り増し分を増やさなければならぬと考えている。

積算システムは50年以上前からのものが基本だ。当時は1日当たりの単価でやれたが、いまは違つ。仕事がないときどうするか。割り増しを含めて、働いている人が普段やっていることをきちんと評価することが大事だ。

松井 おかげさまで、公共工事の質の問題は担い手3法によって改善が進むと思うが、もつ1つ、量の問題は国土強靱化法があるといえ、やはり不安が残る。先生は、予算の確保は毎年が勝負と発言しているが、われわれも量の確保に向けて、一丸となって取り組む。こちらもよろしく願いたい。

土志田 本日はどうもありがとうございます。建設業が健全な経営を維持し、発展できるよき引き続き、支援賜りますよきお願いいたします。

ブロック別意見交換会

東北地区

平成26年度3番目の開催となるブロック別意見交換会は26年10月27日、岩手県・盛岡市の岩手県建設会館で全中建岩手（山元一典支部長）との間で開かれた。本部から土志田副会長と押川太典専務理事、全中建岩手から山元一典支部長のほか、宇部貞宏相談役（岩手県建設業協会会長）、向井田岳本部協議員（同副会長）、齋藤俊市同労務資材対策委員（同）、高橋清明同安全衛生委員（同）、山本博事務局長、藤沢邦雄事務局長、国土交通省からは建設業課の伊藤高建設業技術企画官と東北地方整備局の須田健建設産業調整官が出席した。

全中建岩手と意見交換

維持管理業務改善、労務単価再引上げを

冒頭、土志田副会長が「この意見交換会は、担い手3法の趣旨徹底を図るために開催した。今後、改正品確法の運用指針が作成されるが、その指針にわれわれの意見が盛り込まれるように協力をお願いする」とあいさつした。

まだ低い労務単価水準

続いて、宇部相談役が「岩手県は農業と建設業が基幹産業だ。四国と同じ面積に120万人が生活しているが、人口減少が進んでいる。それに歯止めをかけるためにも公共投資が求められる」と述べた。

また、山元支部長は「労務単価は1万6000円余に決まった。週休2日制を前提に計算すると、年間の実働日は260日。年収は420万円程度になる。手取り額はその4分の3になるが、3分の2になるから分らないが、この年収では生活は厳しい」と労務単価の再引き上げを要請した。



伊藤企画官



須田調整官



山元支部長



宇部相談役



土志田副会長

このあと、伊藤建設業技術企画官が建設業の現状と課題、担い手3法の概要などを説明した。その中で、国土交通省の技術委員会が検討が進んでいる技術者制度と技術検定の見直しの論点として、主任技術者の業務範囲の拡大、専任を要する工事金額（現行2500万円）の引き上げ、早期資格取得方策などが課題として取り上げられていることをあきらかにした。

続いて行われた意見交換では、長期的な公共事業予算の確保、維持管理業務の見直し、建築工事の積算基準の見直し、技能検定の緩和などを求める意見が出された。

意見交換の要旨は次のとおり。

長期的な予算確保を

岩手 震災後、県や市町村の応援に民間の技術者が入っている。役所が円満退社を条件に職員を募集したため、私の会社からも3人が生活の安定性を求めて辞めた。それがいまだ

円上乗せすることも決めた。それでも地元に残って働いてくれるか不透明だ。

土木と建築は設計図が違えばいい。土木の設計図はそのまま使えるが、建築は大雑把につくり、精査が必要と言われる。建築については、これまで国土交通省から都道府県や市町村に意見することが少なかったが、今後は改善されると思う。

技術検定の受検資格緩和

岩手 技術検定の受検資格である実務経験年数を短縮してほしい。工業高校の数が少なく、そのうえ土木科がなくなっている。普通科や商業科の卒業生が入ってきて、技能労働者や技術者を育てて頑張っているが、1級の資格を取得するまでかなりの時間がかかる。実務経験の期間を短縮してほしい。

維持管理業務は、365日、24時間勤務になる。勤務が過酷なので辞めさせてほしいといわれる。単価が安いので、企業努力でカバーしているが、手をあげる人が少なくなっている。維持管理業務は地元を守るための柱だが、作業員が高齢化している。若者が担えるように賃金体系を含めて業務の進め方を見直してほしい。

企画官 お金だけではないというのには理解できる。役所でも維持管理の仕事は難しい。まずは費用の点をどうのようにつけていくか、国土交通省の方式が変わらないと、改善できないといわれた。土木工事並みに復興係数を採用し、変更を認めるようにしてほしい。

企画官 先がみえて予算が安定的に確保されるのが大事だ。財源問題もあり、厳しいとは思いますが、グランドデザインや中長期的計画に投資見通しが入ることが大切である。年収制については話題になっている。

岩手 効果がないわけではない。この業務には優秀な社員を配置しているが、肝心なのは、お金の問題だけではない。365日、24時間勤務というところにあり、そこを緩和できないかというところだ。まじめな社員ほど追い込まれている。除雪の仕事も厳しい。夜中に電話がきて、朝の通勤時間帯までに作業を終えてくれる。

企画官 発注時期と工期、納期の問題が検討課題になっている。繰り越しへの対応も少しずつ変わってきている。4～6月の仕事をいかに確保するか課題と認識している。

岩手 技術検定の受検資格を緩和し、専門知識があれば点数がとれるようにしてほしい。何回受検しても不合格にならぬ工夫があると思う。

関東地区

全中建茨城（佐々木勇支部長）、全中建栃木（吉田巨大会長）とのブロック別意見交換会は平成26年11月5日、東京・大手町のKKRホテル東京で開催された。本部から豊田副会長と押川太典専務理事、全中建茨城から佐々木支部長と石津健光本部協議員、新井淳一同建設振興対策委員、岡部高明常務理事、全中建栃木から玉木茂一、入江和夫本部協議員、坂本邦男同協議員、岩本克行専務理事、檜佐哲夫常務理事、丸山芳子調査課長、国土交通省からは建設業課の佐藤孝人札幌制度企画指導室長と関東地方整備局の川浪信吾建設産業調整官が出席した。

全中建茨城、全中建栃木と意見交換

早期発注、繰越し措置で平準化を

冒頭、豊田副会長が「人材確保・育成対策の工程表が作成され、80余項目の対策が示された。すべてを一度に実施することができないので、その中から当面実施すべき事項を決めて、全中建としての工程表をつくら。1つずつ解決していきたい」とあいさつした。

改正品確法への期待

このあと佐藤室長が「建設業をめぐる現状と課題」をテーマに講演、

な出題の工夫はあると思う。年収6000万円程度の技術者は、年間どの程度の仕事を担当するようになるのか。1億円程度か。岩手 その程度だ。

企画官 いま技術者の給料は現場管理費の中に含まれているが、十分な対価となっていない。技術者の費用を支払っても会社としてペイできるのか意見を聞きたい。

岩手 不調・不況の工事があると、数件まとめて発注される。この工事では数件の工事それぞれに技術者の配置を求められる。その結果、技術者が足りなくなる。一方、経費率は工事1件で積算されているので厳しい。建築工事の不調・不況は設計事務所が安い価格で設計を行い、そのしわ寄せが建設業にきている。ここを是正しないと、改善されない。

全中建茨城（佐々木勇支部長）、全中建栃木（吉田巨大会長）とのブロック別意見交換会は平成26年11月5日、東京・大手町のKKRホテル東京で開催された。本部から豊田副会長と押川太典専務理事、全中建茨城から佐々木支部長と石津健光本部協議員、新井淳一同建設振興対策委員、岡部高明常務理事、全中建栃木から玉木茂一、入江和夫本部協議員、坂本邦男同協議員、岩本克行専務理事、檜佐哲夫常務理事、丸山芳子調査課長、国土交通省からは建設業課の佐藤孝人札幌制度企画指導室長と関東地方整備局の川浪信吾建設産業調整官が出席した。

佐藤室長

川浪調整官

豊田副会長

高鍋調整官

小野副会長

上の(%)の目

とを、こつと説明するのが問題と認識してゐる。

予定価格の設定に際して歩切りを行ふ理由は、公共事業費の削減、将来の変更契約を議会の手続きを経ずに円滑に行へるようになるためなどさまざまである。端数整理、ランダム係数を掛けるといったものも基本的には歩切りに該当するが、入札契約手続きの透明性や公正性の確保などを図るため、合理的なものがあり

町の内規によると、その水準は案件によって予定価格の60～80％としている。ということは、60％の最低制限価格もあり得る。これで法律をすりゃしているか疑問だ。

室長 最低制限価格は、発注者にとその水準以下なら十分な品質が確保できないといった判断に基づいて決められている。数字だけをとりまて適切かどうかとはいえないが、その数字で品質上問題がないという

よう指導していただきました。

室長 今回の改正法を踏まえて、今自治体を対象に裾野を広げて底上げをしていく方針だ。予定価格の事後公表については、入札・契約適正化指針に基づいて自治体に浸透していくのが基本的な考え方である。

土木研究会 今回の法改正後、ある町の担当者と話したところ、その町は最低制限価格制度を採用しているから問題ないとしている。しかし、

ない。改正品確法で発注者の責務がうたわれたのを受け、国交省は県や市町村に対して、ダンピング対策についてどう指導していくのか。

建築技術研究会 愛知県では予定価格を事前公表しており、きちんと見積もりでできない業者も容易に入札に参加できる。事後公表に変更するよう指導してほしい。また、建築工事の内訳明細書の作成を積算事務所に依頼し、より正確な数量単価となる

愛知県土木研究会、愛知県建築技術研究会など4団体と意見交換

工事量の安定的な確保

要旨は次のとおり。

歩切り撤廃の周知へ

土木研究会 愛知県の工事では1億

さまさまである。端数整理、ランダム係数を掛けるといったものも基本的には歩切りに該当するが、入札契約手続きの透明性や公正性の確保などを図るため、合理的なものであり

きわめて少額にとどまるべきは、やむを得ない場合もあると考へてゐる。いずれにしても、歩切りは法律違反であり、廃止すべきことだといふことを住民にも理解してもらふべく、うに、ていねいに説明していきたい例えは、歩切りがなくなつたといふと、

四国地区

A black and white portrait of a middle-aged man with dark hair, wearing glasses, a dark suit jacket, a white shirt, and a patterned tie. He is looking slightly downwards and to the right.

このあと、佐藤室長が「建設業をめぐる現状と課題」として、担い手3法成立の背景と最近の取り組み、改正法の概要、建設産業の担い手確保・育成に向けた今後の取り組みについて資料に基づいて説明した。

ラ整備、メンテナンスの持続性等に
関するさまざまなビジョンが策定さ
れる。これらの中には事業そのもの
の必要性に加え、品質や担い手の将
来にわたる確保・育成という意味合
いも含まれてくるはずである。予算
の持続的・安定的な確保という観点
を、個々の要求の中にも取り入れて
いきたい。

沖中建 以前は、ある程度の売上げ
があれば経営が存続できたが、最近
は売上げがあっても、収益があらら
ない。歩切りが大きく影響している
と思う。地方自治体へ歩切り撤廃を
強力に指導してほしい。

資金繰りに余裕がなくなっている
。公共事業の端境期となる4〜6

に「この資金繰りの小要は、どを立証しないといけない。資金繰りが重要であるという声はうかがった。なお、着工後の資金繰り対策として、地域建設業経営強化融資制度がある。請負債権を担保に融資を受ける仕組みで、1年ごとに延長されてきている。経営環境が好転した中で、延長は厳しい状況にはあるが、27年度も何とか継続すべく調整中だ。そうした中、地方銀行からの融資が1つの有力な調達手段と認識しており、必要があれば、地方銀行に資金繰りの側面援助もお願いしていきたい。

品確法の中にJ-V発注や共同受注の人材契約方式が明示されたので、品質確保の観点から、必要があれば

A black and white photograph of a man with dark hair and glasses, wearing a suit and tie. He is speaking into a microphone, with his mouth open and eyes looking slightly to the side. The background is a textured, light gray.

Dr. Tetsuya Kato is a middle-aged man with dark hair and glasses, wearing a dark suit, white shirt, and patterned tie. He is looking directly at the camera with a neutral expression.

また、建設産業の人材確保するため、厚生労働省、国土交通省、広島県との共催による「建設確保セミナー」を同年7月に開催した。多くの参加者があり、好評だったことから、10月に2回目を開催した。さらに岡山県でも同様の

推進連
の理
省の
この
継続
26
いる
要請
局から
を支援
通員
来人材
開催し
試だっ
開催し
てミナ
建設業に入職してくるのか疑問をも
たざるを得ない。公共工事の労務単
価は、実勢価格を調査して決めている
が、それでは賃金は上がらない。
労務費調査に基づいて決めるので
はなく、年収を決めてから労務単
価を決めてほしい。

室長 お気持ちちは理解する。実態と
して、魅力ある賃金水準にあるとは
なかなかいえないが、品確法の「適
正な利潤の確保」によって担い手の
確保・育成という新たな観点から少
し風穴が開いたと思う。現行の予定
価格制度の中で、積算の基となる労
務単価そのものの性格を見直すこと
はなかなか難しいが、人を雇い、長
く働いてもらうのに必要な賃金水準

続いて、赤嶺会長が「沖縄でも技能労働者の確保がままならない状況にあり、労務費、資材価格も急激に上昇して、施工体制が十分に確保できない。今後10年以内に熟練工がいなくなるのではないかと危惧している。若年の就業者がさるようになる。建設業を希望と意欲のもてる業界にしていきたい。そのための対策を国、

「もういい」と語った。
意見交換の要旨は次のとおり。

資金繰り対策としての融資制度を

沖中建　公共事業が長期間、抑制さ
れ、建設業は疲弊しきった。今後10
年以上は予算をしっかりと確保して継
続的に事業を展開してほしい。

沖縄県の総合評価方式はAランク
工事で採用されているが、Bランク
上位の業者が参加できるようにして
ほしい。また、国の発注工事に地元
企業がなかなか参加できないので、
JVなどを通じて受注機会が得られ
るようにしてほしい。

室長 前払率を引き上げるとは難
しい。東日本大震災の被災地の工事

徹建政部長、佐藤篤計画・
全中建広島県
人材確保

平成へ年収前提

の
労務
単価を

はすべていずれかの制度を設けて
る」と語った。

人材確保と経営支援

続いて佐藤課長が、中国地方
備局が実施している建設産業の
人材確保と支援策について説明
した。

「ほしい」と語った。
このあと意見交換に移った。その
要旨は次のとおり。

賃金水準の改善が不可欠

広島 土・日、祭日と雨天による休業日を除くと、技能労働者の年間の稼働日は2000日。賃金が1日1

「は考えられても、工事ではやらないほうがよい」と申し入れてもらった」。

このように最近の全中建設活動の実績、成果を報告したあと、今後の活動方針について「引き続き10年以上は継続する公共事業の確保、工事発注の平準化、歩切りの撤廃、ダンピングの排除などを関係機関に要望し

策定作業が進んでいる。その中にわれわれの意見を取り入れてもらうことが必要だ。そのうえで、各自治体との協力体制を築くことが大事である。大災害時に地域の建設業以外は復旧工事などができないということとを国、自治体に再認識してもらい、現在の動きとなった。いまが勝負な

法の発注者責務にも、計画的な発注と二期の適切な設定が盛り込まれているので、平準化への取り組みが少しでも前に進むよう、27年度に向けて検討しているところだ。

沖中建 公共工事の前払率を4割から5割に引き上げることができないか。資材の値上がりが速いので検討したい。

中国地区

がない、きつい仕事なのに給料が

試験の受験資格を緩和できないか
12月2日、広島市のメルパルク
部長）との間で開催された。本
押川太典専務理事、広島県支部
（）ら幹部27名、国土交通省から
専室長、中国地方整備局の田中

な予定価格の適正な設定である。
『適正な利潤の確保』という文言
一般的には法律の条文にこのよう
形で盛り込むことは難しい。議員
法だから、こいついう規定を盛り
込むことができたとも考え得る。発
者の責務として同様に、低入札
格調査基準や最低制限価格の設定
求めているが、広島県内の市町

の原価管理意識を高める目的で25年秋、国交省の工事監督を行っている職員を対象に研修会を開き、1日仕事が延びると受注業者、下請業者の経営をどれだけ圧迫するかなどについてカリキュラムを組んで勉強し、ワンデーレスポンスの重要性を改めて実感した。皆さんから、こうしてほしいという点があったら申し出て

制定し、地方の企業創業者を支援するため、創業から1〜10年の会社にするために、仕事を優先的に回す方針を打ち出した。私は審議会場で、この方針に異を唱え、創業して1〜10年程度の会社は公共事業を任せていいのか、実力と伝統、信頼のある会社しか参加できないというのがわれわれの願いだと主張した。国土交通省に相談

観点から必要があれば、J・Vを積極的に活用することになる。工事の内容が地元企業の力を必要とすることが要件となる」と回答。一定の条件があることを示した。

また、土志田副会長は「国が建設業の疲弊を憂い、さまざまな施策を講じ、法律も制定してもらった。これが必ずわれわれの力になってくれ

性や定義を明確にしたうえで、発注者、受注者、議会にできるだけ分かりやすい形で共通の理解を求め、その根絶を図る。現場が変わるように取り組みたい。

施工時期の平準化については、25年度は事故繰り越しの手續きの柔軟化について財務省の理解を得て、年度をまたぐ工事が少しやりやすくなる

若手入職者の確保へ具休策を

沖中 建 週休2日制が実施される
うになれば、若者の入職がふえる
と思われるが、すぐに導入する考え
あるか。

室長 直轄工事ではモデル工事を
んで2日制を実施している。業界

的な動きはあるか。

沖中建 県や市町村が担い手確保
取り組んでいるとは聞いていない
予算がついているということな
で、例えば、訓練校の充実を図る
として、早急に確保対策を実施し
ほしい。

工業高校の生徒などが建設業へ
就職を目指すよう、建設業のイメ

もできない。われわれの仲間には祭りの場に重機を持ち込んで、重機を使った遊びを通じて建設への親み、理解を深めてもらおうと努力している者がいる。広報が必要なのではない。具体策を検討している。

高校卒の若者が建設業に入っていない。高校卒の技術者を確保・育成するため、在学中に学科試験を受け、

に育成・確保することが法の目的追加された。担い手とは建設企業技術者、技能者であり、その育成確保を目指すということだ。

改正のポイントの1つは、発注の責務を明確化したことで、法律は6点を規定しているが、その1が担い手の中長期的な育成・確保

会を開催。原価管理を徹底して経営再建を果たした会社の事例を紹介した。また、原価管理の正しい理解と把握、見直し改善が経営上の重要な課題との考えから「中小・中堅企業のための原価管理セミナー」を中国各地で開催している。

このような取り組みを紹介したあと、佐藤課長は「業界に迷惑をかけ

ケート調査を会員にお願いした。その結果は27年2月には公表できると思ふ。

発注工事に地元企業は参加できていないとして、JV方式などを通じて参入を要請した。これに対して、佐藤室長は「品確法では、品質確保の

月になると、資金がショートし、経営がうまくいかない。改善に向けて指導をお願いしたい。

積極的に採用することになる。また工事の内容が地元企業の力を必要としているかが、国の発注工事への参加の要件となる。

26年は品確法改正元年といっ
て、団体などでも同一步調で若手
術者・技能者の確保・育成を旨
とした動きが見られるが、沖縄では具

いという実態があり、イメージが
い。しかし、これは建設業界だけ
は実現できない。官民一体で取り
まないとイメージアップも人材確

ち品確法は、平成17年に総合評価
札方式を動かしていくために制定さ
れたが、今回の改正ではインフラの
品質を将来にわたって確保すること

ーを10月に開いている。

建設産業への支援事業として整備局は、中国地区信用金庫協会と共同で建設業経営改善に関する事例研修

生の声を行政に

ブロック別意見交換会

はいくらかという議論は、今後避けて通れないと思っている。皆さんの現場からの声もしっかりうかがいながら、問題意識をもって何ができるかを一緒に考えていきたい。この程度の水準だったらいと考えるか。

広島 夫婦共働きをして、子どもを大学に通わせることができるくらい水準が適当と考える。

25年11月、国土強靱化法が成立したが、地方創生に向けて国交省は努力しているが、国交省の考える建設業についてのコンセプト、今後のトレンドを聞きたい。また、担い手確保、品確法などはまだ市町村に浸透していない。地方自治体への指導を強化してほしい。

室長 国土強靱化、防災・減災対策、インフラの長寿命化、維持管理など地域の安全安心や活性化、地方の創生に関する事業は、すべて公共工事の発注・受注とその着実な実施により具現化するものであり、それを担っているのが建設業と認識している。

道路や河川などの長寿命化計画は地方自治体がつくることになっている。そのため、国交省としても、少しでも先の見通しをもったインフラ全体の整備計画を自治体に示していくことが求められる。予算はその時々さまざまな事情によって決まるが、メンテナンスをはじめ、少なくとも持続的に地域に必要な事業や取り組みができるためにも、見通しをもった計画がつけられることが大切と認識しており、課題である。

国交省は太田大臣の下、2050年を見据えた国土のグランドデザインを策定するとともに、これを具体化するための国土形成計画の見直しを検討していくこととしているが、その検討の中で、担い手や事業の見通しに関する議論が出てくるものと思う。ご指摘のとおり、改正品確法の市町村への浸透については、まさにこれからだと思っている。改正品確法により、全国の発注に関する考え方、価値観そのものが新しく生まれ変わり、具体のルールも変わったというところであり、それを市町村に

長く働ける環境づくりに

広島 3月に工事が発注されれば、夏まで仕事ができる。多くの工事は3月までに仕上げるようにいわれるが、その後の仕事がなく、社員を養うのに苦労している。

室長 予算制度には単年度主義の制約がある。そのため、発注実務の運用面でいかに改善できるかが課題だ。平準化については品確法の発注者責務の規定に「計画的な発注及び工期の適切な設定」が盛り込まれたことから、この規定に基づいて現場の運用の改善に向け、直轄工事で検討中である。債務負担行為の活用を通じて年度またぎの工期の設定が考えられる。

都道府県とは例年、春と秋に議論

する場がある。26年の秋も1カ月間かけて意見交換し、その中で年度をまたぐ工事についての取り組み状況を聞いた。ある県は2年間を一連の計画期間ととらえ、例えば、11月に発注して翌年5月までを工期とするような発注計画を検討している。施工時期等の平準化が前に進むよう取り組んでいく。

広島 公共事業予算は25、26年度と増加した。それで新規に社員を採用し、新しい機械も購入した。しかし、将来の投資見通しが見極めにくい。10、20年後がどうなるのか。国交省で将来見通しの資料を作成する予定はあるか。

室長 将来の建設投資がどうなるのかは非常に大きな課題である。次年度までの建設投資の見通しは、建設経済研究所が推計し発表している。当該年度までの傾向等を踏まえ、一定の仮定を置いて出している。

以前は各種5カ年計画があり、事業費を含めた事業の実施が見通せたが、計画がなくなり、見通すことが難しくなった。一方、入契法では発注者に年2回の発注見通しの公表を義務づけている。それによって国、都道府県等は1年先まで発注予定を公表しており、これをもつ少しうまく活用できないかということなど、知恵を出していく必要がある。

本部 東京でも東京オリンピック・パラリンピックが終わった後はどうなるかという不安をもっている。宮城、岩手の被災地で本音を聞くと、今後10年、20年と継続して予算が確保できるかどうか問題と云う。1人前の職人に育てるには5、10年かかる。10、20年のスパンで考える必要がある。10、20年の計画をお願したい。

広島 短期間に技術者の資格をとらせる方法はないか。

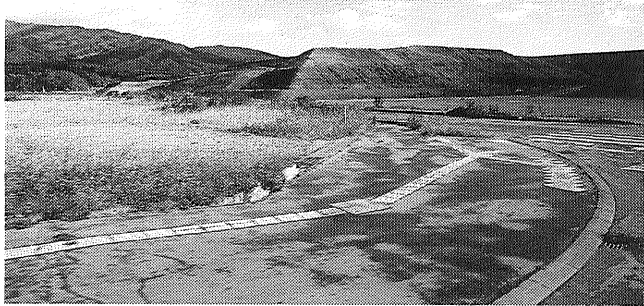
室長 検定を少しでも受けやすくするため、特に受検資格の実務経験年数の数え方を短くするよう、27年4月から取り組む。そのほかのさまざまな課題についても、国交省の技術者制度検討会で検討しているところだ。

進む陸前高田、釜石の復興事業

土志田副会長らが視察

平成26年10月27日に行った全中建岩手との意見交換会の翌日、土志田領司副会長、押川太典専務理事、張知華職員は、全中建岩手の藤沢邦雄事務局次長の案内で、東日本大震災の復興事業が進む陸前高田市と釜石市を視察した。

最初に訪れたのは奇跡の一本松で有名な陸前高田市。まず、U R都市機構陸前高田復興支援事務所で基礎工事課の加賀谷剛主幹から工事概要の説明を受けた。



かさ上げ工事が進む陸前高田

U Rが手がけるのは、高田・今泉両地区の約120ヘクタールで盛り土によるかさ上げ工事。平均7.4メートル、最大12メートルの盛り土の上に住宅地や商業地を整備する。移動する土量は約1,100万立方メートル。今泉地区の切り土残土は高田地区のかさ上げ盛土に使用するため、約3キロのベルトコンベヤーで1日約2万立方メートルの土量を運搬する。

このあと、砕石場とベルトコンベヤーを見学、サケの遡上騒音による影響を与えないよう、土砂を運搬していることなどの説明を受けた。

釜石市に移動後、竣工した山元復興ビルを訪問。山元一典社長（全中建常任理事、全中建岩手支部長）と懇談し、被災当時の状況を聞くとともに、同ビルの内部を見学した。同社の社員は近くのホテルに逃げて無事だったものの、倉庫は流失したという。続いて、岩手県釜石港湾事務所で祝田土木部長から防波堤・水門工事などの説明を受けたあと、山元社長の案内で工事が進む現場を見学した。



現場を説明する祝田部長

平成26年度の土木委員会（朝日啓夫委員長）は10月24日、東京・大手町のK Rホテル東京で行われ、①現場見学会およびインターンシップに関する現状と実施②一括管理でできるシステムの構築について検討した。同日の議題は、建設産業活性化協議がまとめた総合的な人材育成・確保対策についての「工程表」に盛り込まれた事項のうち、全中建として実施することにした11対策のなかの2項目。今後の対応を検討した。

議事に先立ち、朝日委員長が「香川県中小建設業協会から問題提起があった施工パッケージ型積算方式については、26年3月に国土交通省の担当者に改善を要請した。この積算方式は地方自治体でも始まった。この方式の問題点を出してほしい。大手業界は良い方式という感触だが、中小工事に適用されると問題点があるので、全中建の役割は大きい」とあいさつした。

インターンシップは、若者などの入職意欲を喚起する対策として「工程表」の中に盛り込まれているところから、全中建としてもその実施について検討することにしたもので、

土木委員会

インターンシップを検討

委員からは各地の実施状況が報告されるところにも、その効果、問題点などが指摘された。

「工業高校の2年生が対象だが、1社に2、3名の生徒を割り当て、社員がつきっきりで3日間の研修を行っている。研修後に書かれた感想文を見ると、建設業に進むと書いてあるが、実際にはこの10年間、地元企業への就職はゼロだった。本人がその気でも親が進ませないようだ。毎年インターンシップの要請を受けるが、空しいという声がある」「25年は工業高校3校の土木科を54名が卒業した。そのうち17名が建設業に就職したが、その半分は県外に出て行った。インターンシップで毎年2名程度を受け入れているが、会社就職した生徒はいない」と各地区、各社でインターンシップを引き受けていることが報告されたが、同時にインターンシップが建設業への就職につながっていない現実もあきらかにされた。

その一方で、この1、2年の動きに変化の兆しが見えるといった意見もあった。「いくら募集しても面接にくる学生はいなかったが、25年は

土木科以外の生徒も対象に

6人、26年は5人と面接者がふえた。給料が良くなったことなどで、建設業を見る目が変わった」と採用増につながる環境に移りつつあるとする意見もあった。

しかし、インターンシップについては、工業高校の生徒を対象に行うことは再考すべきとする指摘も出された。

その理由として、工業高校の土木科の生徒はもと土木に関心があつて入学しているわけではなく、学力に依りて選択しているの、卒業後の進路として建設業は選ばないことを指摘した。このため、普通科の生徒や林業土木の学科のある高校もあるの、対象の窓口を広げることにも考えているとする意見もあった。

また、人材確保の方策として「工業高校で即戦力となるように実務を教えてほしい」「商業科、普通科の卒業生が訓練校を経て就職し、資格を取得する場合、工業高校卒業生との受検資格が異なるので、受検資格を再検討してほしい」「小・中学校生を対象とした出前授業を行うなど、高校入学前から建設業に関心をもちてもらふような試みが必要だ」「企

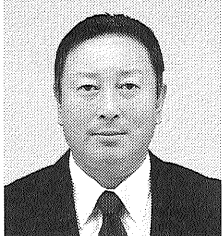
業が利益を確保し、高い給料を支払えるようになれば人は集まる」といった意見が出された。

こつた議論のあと、全中建としての対応について検討したが、建設業振興基金を中心に行政、元・下請団体、職業訓練校、教育機関などで構成する「建設産業担い手確保・育成コンソーシアム」で現場見学会やインターンシップへの支援などが検討課題になっているところから、その動向を見ながら引き続き対応を検討することにした。

また、一括管理システムは、工事の空白期における技能者、技術者の有効活用を図るための方策として「工程表」で取りあげられているもの。委員からは「派遣法の許可をとって技術者などの有効活用を行っている」「グループ化して技能者が不足しているときに融通しあっている」といった現状が報告されたが、「繁忙期、閑散期はどちらも同じとして、技術者などの有効活用を疑問視する意見が出された。その一方で、派遣先での実績が評価されるのであれば、活用の可能性があるとの意見も出された。

若手経営者が
思うこと

平成26年11月の全国中小建設業協会若手経営者部会において、新部会長を仰せつかりました細沼です。至らぬ点も多い人間ですが、何卒よろしくお願いたします。



長期にわたり疲弊し続ける建設業界の現状。この「担い手3法」が建設業界を担っていく若手経営者の先導者の並々ならぬ努力に加えて、政

ことば、久々に期待のもたれられ若手に課せられる明るい話題でした。建設業界を担っていく若手経営者の先導者の並々ならぬ努力に加えて、政

事務局長メンバー登場
横浜建設業協会
横浜建設業協会は、建設業界のイメージアップを図る取り組みの1つとして、マスコットキャラクター「横浜ケンジロー」に非常勤の広報担当として大活躍してもらっています。

平成27年度
1級 建築及び電気工事施工管理技術検定学科・実地試験
インターネット受付期間 平成27年 2月6日(金)～ 2月20日(金)
書面受付期間 平成27年 2月6日(金)～ 2月20日(金)

魅力的な業界へ脱皮必要
(一社)全国中小建設業協会 若手経営者部会長 細沼 順人
これは、久々に期待のもたれられ若手に課せられる明るい話題でした。建設業界を担っていく若手経営者の先導者の並々ならぬ努力に加えて、政

指定席
全中建の会員、役員の皆様には、日ごろから大変お世話になっており、現在全中建環境問題対策委員長の役をいただいています。しかしながら、いまだに何となく結果を出せていない状況です。委員会のメンバーの方々から、ささやかなる旅費をいただく機会をいただきました。出身地の商工会議所を通じて、国にアピールをしようという行動に移しました。

森村秀幸氏(事務局長)：平成25年5月からお世話になっています。新米で分からないだらけで、職場の方々に迷惑をかけることが多いです。よろしくお願いします。
井手清昭氏(事務局長代理)：安全・防災訓練などを担当しています。「チームワーク第一」の事務局として、さらなる精進をしたいと思います。
十川裕子さん：総務、経理を担当しています。神奈川県民になって10年目です。
与野山智子さん：ホームページの管理などを担当しています。パソコンの操作はお手のものです。

国土交通大臣指定試験機関 一般財団法人 建設業振興基金 試験研修本部
〒105-0001 東京都港区虎ノ門4丁目2番12号 虎ノ門4丁目MTビル2号館
TEL 03(5473)1581【代表】

各地からの現状リポート
静岡県に東海地震が起きるといわれて40年近くになります。私は阪神・淡路大震災、東日本大震災といった被災地を見て、心底よりほんとうに「生かされている」と思っています。また、防災協定締結業者には、発注者から評価の加点もいただいています。公共事業を施工し、郷土の発展の一助を担い、共に成長してきた協会員としては、評価点のあるなしにかかわらず、「いざ鎌倉」というときに、当然、復旧作業の最前線地域のために作業する覚悟でいます。建設業協会の委員会組織として「防災委員会」も8年に立ち上げ、現在でも訓練をはじめ、備蓄品の確保などを組織的に計画的に推進しています。

実りつつある税制改正の要望
(一社)全国中小建設業協会 常任理事 山中建若手 支部長 山元 一典
代、肩身が狭くて委員会にも出席できなくなり「す」とのお話もありました。例年、全中建でも中小企業の事業承継の問題や規制緩和、法人税の外形標準課税の適用除外など。現在全中建環境問題対策委員長の役をいただいています。しかしながら、いまだに何となく結果を出せていない状況です。委員会のメンバーの方々から、ささやかなる旅費をいただく機会をいただきました。出身地の商工会議所を通じて、国にアピールをしようという行動に移しました。

左から 森村氏、十川さん、ケンジロー君、与野山さん、井手氏
森村秀幸氏(事務局長)：平成25年5月からお世話になっています。新米で分からないだらけで、職場の方々に迷惑をかけることが多いです。よろしくお願いします。
井手清昭氏(事務局長代理)：安全・防災訓練などを担当しています。「チームワーク第一」の事務局として、さらなる精進をしたいと思います。
十川裕子さん：総務、経理を担当しています。神奈川県民になって10年目です。
与野山智子さん：ホームページの管理などを担当しています。パソコンの操作はお手のものです。

建築施工管理技士 土木施工管理技士 受験準備は、地域開発研究所の図書&講習会！
▼平成27年度受験講習会(全中建協賛)▼
建築施工管理技士講習会 実施日程
1級(学科) 4～5月
1級(実地) 9月
2級(学科・実地) 9～10月
土木施工管理技士講習会 実施日程
1級(学科) 5～6月
1級(実地) 9月
2級(学科・実地) 8～10月

松井会長ら 国交省に要望

アンケートへの協力求める

講演を締めくくった。

このあと意見交換に移り、会員増強について話し合った。

同日の会議のなかで、会員数がふえていると報告したのは、みやぎ中小建設業協会と東京都中小建設業協会の2団体。みやぎ協会には、26年に入って3社が入会している。入会理由は、同協会が宮城県や仙台市と災害協定を結び、その会員企業に総合評価方式の入札

会「メリット」について話し合ったが、災害協定の締結以外の新しいメリットは見出せなかった。

逆に「国交省は個別企業と直接協定を締結している」と団体に加入しなくても企業が発注者と協定を締結できる実態が紹介された。この問題は引き続き検討していくことにした。

望出

みやぎ中小建設業協会を訪問して

大野 正勝

皆さ

全中建の傘下団体である（二社）

行程の都合上、1時間程しか滞在できませんでしたが、その時の意見交換会で現地の被災状況に震源とするプレート型

われわれの地域も、ここ30年以内に南海トラフ

ります。

地震が起きる危険性が極めて高い状況にあり、
他人事ではないという思
塩釜などを回りました。

建設業者として頑張っていた皆さますよつお願いいたします。

＊

・公共事業予算の大幅な確保と地域の雇用と受

意見交換会で大
て説明を受ける

でした。	また、当日
の夜は青年部の の船山会長、 浅野副会長に お越しいただき、 ささやかな懇親会を催 して、昼の意 見交換の続き を行い、次は 私も大阪の 地を訪問して いただくこと を約束しまし	たつ現在でも、復興が思 うように進んでない様子 が見てとれました。 復興支援のつもりで買 い物もしましたが、まだ 地元では開いているお店 が少なかったのが残念に 思いました。 工事が完成するまでに はまだまだ時間もかかり ますが、みやぎ中小建設 業協会の皆様方にも、こ れからますます復興に向 けた出番があるかと思ひ ますので、地域のために

「窮状打開に関する要望」

全国知事会、市長会、町村会に提出

全中建は平成26年12月12日、26年度の「危機的状況にある中小建設業者の窮状打開に関する要望」を全国知事会、全国市長会、全国町村会に提出した。

要望事項は次のとおり。

＊

・公共事業予算の大幅な確保と地域の雇用と受

新制度 全中建 土木・建設(建築)工事保険

平成27年1月から募集開始(平成27年4月1日から補償開始)

このたび、新制度として全中建会員を対象に、土木工事保険・建設（建築）工事保険がいよいよ始まります。契約期間中の土木・建築工事の工事対象物の損害に対して、補償する制度です（想定されるものとして資材の盗難、台風、洪水、火災、建機操作誤りによる損壊など）。

保険料についても、全中建の団体保険制度のため、大変お安い保険設定となっています。平成27年1月末から全国で募集を開始します（＊1）。

なお、従来の災害補償制度（賠償責任保険、労災上乗せ保険）とあわせて加入いただくことで、工事に対する万全の備えができます（＊２）。ぜひご検討のほどよろしくお願いします。

(引き受け保険会社) * 1 東京海上日動火災保険株式会社
* 2 三井住友海上火災保険株式会社

注機会の確保

- ・「品確法」「入契法」
- ・「建設業法」の関連3法の適正な実行
- ・ダンピング排除
- ・工事発注の平準化
- ・歩切りの撤廃

全中 建本部の行事予定

1月16日(金) 「広報委員会」

1月23日(金) 「正副会長会議」「通常理事会」

2月 KKRホテル東京

「環境問題等対策委員会」

「建築委員会」

「労務資材対策委員会」

「通常理事会」「協議委員会」

3月18日(水) コートヤード・マリオット

銀座東武ホテル

「広報委員会」「財務委員会」

「総務委員会」

「通常理事会」「総会」

3月11日(木) コートヤード・マリオット

銀座東武ホテル

全中建 会員企業の皆さまへ
新しい団体保険制度がスタートします!!

土木工事・建設工事(建築工事)の
工事対象物にかかわる
 リスクを補償します。

工事に必要とされる保険が
ワンストップで手配いただけます!

2015年1月から募集開始!
(保険期間:2015年4月1日~1年間)

東京海上日動火災保険株式会社

(担当課) 公務第一部公務第一課および現地営業課支社
〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4
TEL:03-3515-4122 FAX:03-3515-4123

建設業界の皆様へ

建退共への加入のすすめ

●17万建設事業所が加入、305万人の建設現場の就業者が退職金支給対象となっています

●これまでに累計で221万件、1兆5,618億円の退職金をお支払いしています。
(平成26年10月末現在)

建設工事の第一線で働く優秀な人材確保にも寄与！

◎法律に基づき運営される国が作った制度

◎建退共加入は「経営事項審査」で加点評価

◎国からの財政上の支援

(国の助成により掛金の一部が免除) (各都道府県の建設共支部で加入)

●加入できる事業主
建設業を営む事業主

●対象となる労働者
建設業の現場で働く方

●掛金は一日310円
(加入労働者ひとり)

TEL 03-6731-2866 FAX 03-6731-2895

制度説明書配付中!

（普通版） （労務版）

50周年 建退共

ひとり一人の、未来を支える。

建退共は建協会と働く労働者のための退職金制度です。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 〒170-8055東京都豊島区東池袋1丁目24番1号
建設業退職金共済事業本部 TEL 03-6731-2866 FAX 03-6731-2895

建退共

检索